

小牛田中学校

いじめ対応マニュアル

**いじめは、
絶対に許さない。**

美里町立小牛田中学校

美里町立小牛田中学校いじめ防止対策基本方針

平成26年5月1日策定

1 いじめの定義

本校では、

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

としてとらえる。

2 定義を受けて

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。なかでも、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が積極的な生徒指導の推進を意識しながら日々実践することが重要である。

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

（1）小牛田中学校の教育目標とのかかわり

- ① 『正しく』 →思いやりの心をもち、実践する生徒を育成する。
- ② 『明るく』 →相手の立場に立って考え認め合う生徒を育成する。
- ③ 『たくましく』 →生命を大切にする生徒を育成する。

（2）教職員としての基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体・機関と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けて

（1）早期発見のために、様々な手段を講じる

- ① 「どの生徒にも起こりうるもの」という基本認識に立ち、全教職員の目で生徒一人一人の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、生徒の小さな変化を見逃さない。
- ② 様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には、全教職員で気づいたことを共有し、当

該生徒と相談を行い見守るようにする。

- ③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけ、生徒に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確認し、解決すべき問題について、当該生徒から聞き取りをする。内容に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得るなどして、早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を定期的に行う。生徒の悩みや人間関係等を把握し、いじめゼロの学級・学校づくりを行う。
- ⑤ 道徳の授業を柱とし、実践的な態度を養う道徳教育を推進する。
- ⑥ 達成感や充実感を味わう課題解決型学習や体験活動を推進し、自己有用感を味わわせる。

(2) 早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決、再発防止にあたる

- ① いじめ問題を学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確にいじめ問題の解決に当たる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③ 傍観者の立場にある生徒たちにもいじているのと同様であることを指導する。
- ④ いじめの様態に応じて、学校内だけではなく、関係機関や専門家と協力しながら解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題に関係する家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係などの情報を集めて指導に生かす。
- ② 関係機関から指導の状況や指導後の対応について指導助言を受け、生徒の早い立ち直りや再発防止を最優先として取り組む。

5 いじめ問題に取り組むための学校の組織

(1) 学校内の組織

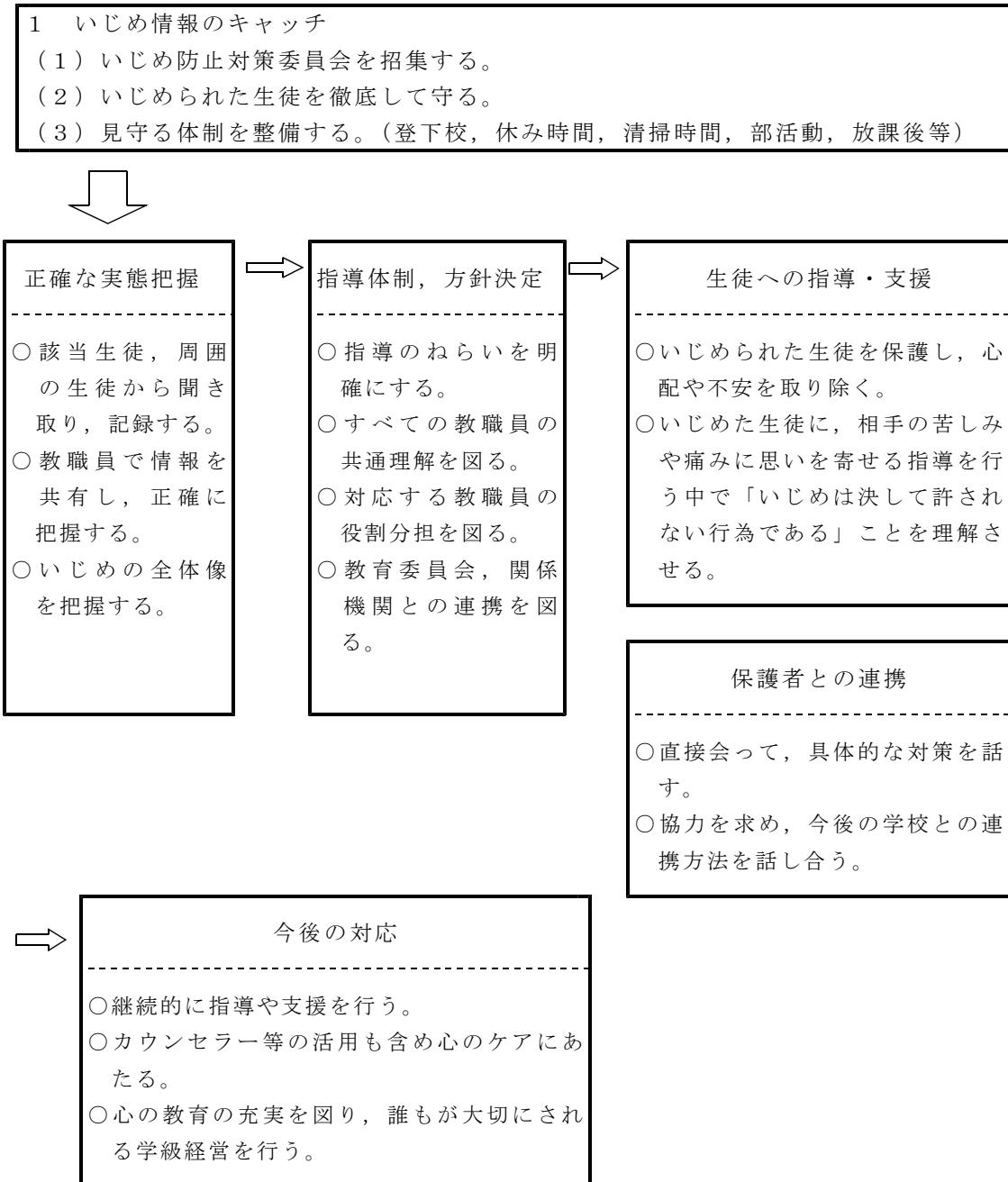
- ① 「生徒指導委員会」
月1回、職員会議等で全教職員で、いじめに関わる事案や生徒について、その現状や指導についての情報交換を行い、共通理解・共通行動を図る。
- ② 「いじめ防止対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、(スクールカウンセラー等)によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① 緊急を要する問題が発生した時に、校長の指示により敏速に支援体制として「緊急生徒指導委員会」を開催し、敏速な対応を行う。
- ② 参加メンバー
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、PTA会長、PTA副会長、遠田警察署

いじめ対応について

【いじめ対応の基本的な流れ】



【いじめ発見時の緊急対応】

1 いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- (1) いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合には、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間などに慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を同時時間帯に別の場所で行う。
- (2) 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、部活動、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

2 事実確認と情報の共有

- (1) いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- (2) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- 《加害者と被害者の確認》・・・誰が誰をいじめているのか。
- 《時間と場所の確認》・・・いつ、どこで起こったのか。
- 《内容》・・・どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。
- 《背景と要因》・・・いじめのきっかけは何か。
- 《期間》・・・いつ頃から、どのくらい続いているのか。

【いじめが起きた場合の対応】

1 いじめられた生徒に対して

- (1) 生徒に対して
 - ① 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ③ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- (2) 保護者に対して
 - ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。その際には、複数の教員で対応する。
 - ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ④ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

2 いじめた生徒に対して

(1) 生徒に対して

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の心理的な背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(2) 保護者に対して

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などについて一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒に対して

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級・学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒の良さを見つけ、認め・褒めたり、求めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

いじめに取り組む体制

【いじめ防止対策委員会の設置】

1 構成メンバー

- (1) 校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，各学年主任，養護教諭，当該学級担任，
(スクールカウンセラー等)

2 開催について

- (1) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，定期的に，いじめアンケート実施後に開催する。
- (2) 緊急を要する問題が発生した場合には，P T A会長等を含めた「緊急生徒指導委員会」を開催し連携して対応にあたる。
- (3) 同委員会における内容や事案については，職員会議等で報告し，周知徹底させる。

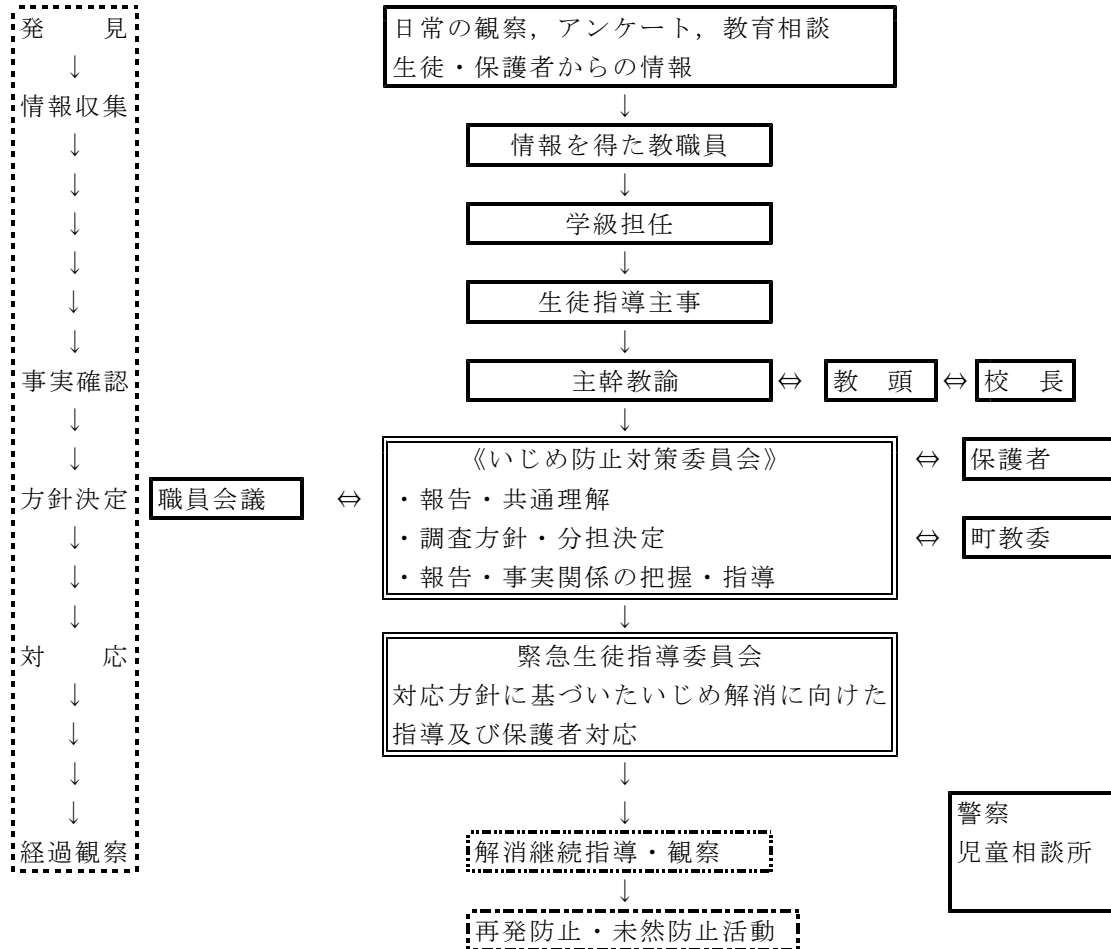
【年間を見通したいじめ防止指導計画】

月	職員会議等	防止対策	早期発見
4	いじめ防止対策委員会及び いじめに関する研修 ・指導方針 ・指導計画等	P T A総会や集会，学校だより等での「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ撲滅宣言」を発表するなど保護者への啓発	家庭調査票による把握
5	学校評議員会での「学校いじめ防止基本方針」の発表	学級づくり	
6	いじめ防止対策委員会 ・アンケートの結果を受けて		いじめに関するアンケート
7			家庭訪問による把握
8		学級づくり	夏休み後の生徒の様子把握
9	いじめ防止対策委員会 ・2学期の方針		
10			
11	いじめ防止対策委員会 ・アンケートの結果を受けて		いじめに関するアンケート
12			
1		学級づくり	
2	学校評議員会での報告		いじめに関するアンケート
3	いじめ防止対策委員会 ・アンケートの結果を受けて ・来年度の取組		

※生徒会を主体としたいじめ撲滅宣言に関する全校ワークショップを行う。

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- 1 いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- 2 いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合には、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。



【生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合】

- 1 いじめ防止対策委員会を開き、速やかに町教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、緊急生徒指導委員会を設け学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 2 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を町教育委員会と相談しながら判断し、必要があれば、該当生徒の保護者等の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 3 マスコミ対応も視野に入れる。その際には、町教育委員会と協議しながら対応方法等を慎重に進める。

【町教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携】

1 町教育委員会との連携

- (1) 学校において重篤ないじめを把握した場合には、速やかに町教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言などの必要な支援を受ける。

2 出席停止について

- (1) 生徒に対して、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、いじめ防止対策委員会が出席停止等の懲戒処分について学校長の判断で町教委と相談し、措置を検討する。
- (2) いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめた生徒から守り抜くために、町教育委員会により、いじめた生徒について出席停止の措置を講ずる。その際、該当生徒の保護者にはその趣旨を十分に理解させ協力を得る。

3 警察との連携について

- (1) 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められるまたは発展する恐れがあると予想される事案に関しては、早期に遠田警察署に相談し、連携して対応する。
- (2) 生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

4 地域等その他関係機関等との連携について

- (1) いじめにかかわった生徒の背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、美里町関係機関、児童相談所等の協力を得る。

【教職員の研修の充実】

- 1 いじめに関する「いじめ防止対策推進法」「宮城県教委いじめ防止基本方針」等、さらに小牛田中学校いじめ防止のための基本方針や対応等について、年度当初に全ての教職員で、共通理解を図る。
- 2 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーなどの専門家を講師とした研修を計画的に実施する。

【学校全体での取組】

1 いじめ未然防止にかかわること

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○世の中にはいろいろな考えを持っている人がいることを理解させる。（道徳・特活・総合） ○学級活動などの時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。（道徳・特活・総合） ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。	○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○スマートフォンや携帯電話、インターネットを使うルール作りを行う。 ○友だちの気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から生徒達に伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。

2 いじめの早期発見に関すること

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○生徒が集団から離れて行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、生徒から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・いす・学用品・掲示物等にいたずらがあつたらすぐに対応し、原因を明らかにする。	○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。 ○服装などの汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。

3 いじめの早期対応に関すること

（１）暴力を伴ういじめの場合

① いじめられた側

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

②いじめた側

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
○カウンセラー，教育相談員，児童相談所，警察など，関係機関と連携をとる。	○被害生徒，保護者に対して，適切な対応（謝罪など）をするように伝える。

（２）暴力を伴わない場合

①いじめられた側

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○本人や周辺からの聞き取りを重視し，精神的被害についての的確に把握し，迅速に初期対応をする。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。
○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い，被害が継続しない体制を整える。	
○いじめの理由や背景をつきとめ，根本的な解決を図る。	○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。

②いじめた側

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み，事実を確認し，いじめをやめさせる。	○学校は，いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
○いじめの理由や背景をつきとめ，根本的な解決を図る。	○事実を冷静に確認し，わが子の言い分を十分に聞くようにする。
○町教委相談員，カウンセラー，児童相談所，警察など，関係機関と連携をとる。	○被害生徒，保護者に対して，適切な対応（謝罪など）をするように伝える。

（３）行為が見えにくい場合

①いじめられた側

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○つらく苦しい気持ちに共感し，「いじめから全力で守ること」を約束する。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。
○本人や周辺からの聞き取りを重視し，精神的なダメージについての的確に把握し，迅速に初期対応をする。	
○いじめの理由や背景をつきとめ，根本的な解決を図る。	○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。

②いじめた側

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
○カウンセラーや関係機関と連携をとる。	

（４）直接関係のない者

生徒にかかわること	保護者にかかわること（学校→保護者→子ども）
○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。	○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度を取ることができるような子どもに育てる。
○友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

４ 地域・家庭との連携

（１）各家庭での取組

- ① 自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。
- ② ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。
- ③ 父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。
- ④ スマートフォンや携帯電話、パソコンを使うルールを保護者と本人で話し合って決める。

（２）地域での取組

- ① 生徒達を「地域の宝」として育てる意識を持ち、生徒達に地域から守られているという安心感を持たせる。
- ② 生徒達と顔見知りになるために、生徒達と出会った時はあいさつや声がけをお願いする。
- ③ 公園や遊び場などで生徒が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

ネット上のいじめへの対応

【ネット上のいじめについて】

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことをネット上のいじめという。

【未然防止について】

学校における情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭における指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

1 保護者会等で伝えること

(1) 未然防止の観点から

- ① 生徒のパソコンやスマートフォン、携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォンや携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

(2) 早期発見の観点から

- ① 家庭では、メールを見た時に表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

2 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

(1) インターネットの特殊性を踏まえて

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

【早期発見・早期対応のために】

1 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- (1) 書き込みや画像の削除やメールやラインへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

(2) 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。

2 書き込みや画像の削除に向けて

(1) 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

3 メールやラインの対応について

(1) 指導のポイント

① メールやラインの内容は、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりするものでないこと。

② 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」加害者になる。

4 書き込み等の削除の手順（例）

